

福祉文教委員会会議録

平成30年3月7日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:29

案 件

1. 議案第 5号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計予算
2. 議案第29号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
3. 議案第14号 平成30年度飯塚市学校給食事業特別会計予算
4. 議案第26号 飯塚市文化振興基本条例等の一部を改正する条例
5. 議案第27号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
6. 議案第30号 飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例
7. 議案第55号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)
8. 保育行政について

【 報告事項 】

1. 街なか子育てひろばの委託先について (子育て支援課)
2. 「第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定について (高齢介護課)
3. 飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について (学校給食課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「議案第5号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第29号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」、以上2件は関連があるため、一括議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○福祉部次長

議案第5号及び議案第29号について説明をさせていただきます。まず、「議案第5号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明をさせていただきます。本予算は、2018年度から2020年度までの「第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の初年度の予算となりますが、歳入に計上しております介護保険料、歳出に計上しております保険給付費、また、それに関連いたします費用につきましては、当初予算編成時点におきまして、次期、第7期計画が確定していなかったことによりまして、平成29年度決算見込み額をベースに積算しております。第7期計画に計上しております給付費等の数値につきましては、過去の伸び率、制度改正による変更、及び当初予算編成後に把握できた諸係数等について反映した中で計上しておりますため、当初予算額と第7期計画への計上額が一致していませんことをご了承ください。

それでは、予算書の297ページをお願いいたします。第1条、第1項で、保険事業勘定予算の総額を、歳入歳出それぞれ144億7340万3千円と定め、同条第3項において、介護サービス事業勘定予算の総額を歳入歳出それぞれ3916万6千円に定めようとするものでございます。

保険事業勘定につきまして歳出、歳入の順で説明させていただきます。予算書の305ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書「1. 総括」の下段の表、歳出をお願いいたします。歳出の表に記載のとおり、保険事業勘定の歳出予算の合計は144億7340万3千円で、前年度の当初予算と比較いたしますと、1億2574万9千円、0.87%の増加となっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:02

再 開 10:03

委員会を再開いたします。

○福祉部次長

予算書の305ページの説明からいかせていただきます。歳入歳出予算事項別明細書「1. 総括」の下段の表、歳出をお願いいたします。歳出の表に記載のとおり、保険事業勘定の歳出予算の合計は144億7340万3千円で、前年度の当初予算との比較では、1億2574万9千円、0.87%の増加となっております。

内訳としましては、2款、保険給付費につきましては、前年度比較で2億2821万7千円、1.74%の減で、総額は129億1254万9千円となり、保険事業勘定歳出予算の89.2%を占めております。

また、3款、地域支援事業費は、前年度比3億6874万3千円、41.23%の増で、12億6313万7千円となっております。これは、地域支援事業として、本年度から開始されました総合事業につきまして、保険給付費より地域支援事業費に段階的に移行され、平成30年度については、完全移行することが大きな要因となっております。

それでは、歳出の主な項目について説明させていただきます。313ページをお願いいたします。下段の表になりますが、1款、総務費、3項、介護認定審査会費、1目、介護認定審査会費の1424万6千円、これは介護保険の認定審査に係る経費でございます。前年度に比べ567万円の減となっておりますが、これは、平成29年度から総合事業が開始されたことに伴いまして、要支援認定者の認定有効期間が12カ月から最長24カ月となり、更新期間の延長によりまして、平成30年度の申請見込み件数が大幅に減となることから、認定審査会の開催回数も減となること主な要因でございます。

同じく313ページの下段、2目、認定調査等費の1億3995万9千円。これは認定調査等に係る経費でございます。前年度に比べ1646万4千円の減となっておりますが、これにつきましても先ほど申しました要支援認定者の更新期間延長に伴う申請見込み件数の減に伴いまして、減少するものでございます。314ページの説明欄の中段でございます主治医意見書等作成手数料が、前年度に比べ924万7千円の減となること主な要因となっております。

次に315ページをお願いいたします。下の段の表、2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費から、318ページの6項、その他諸費までの保険給付費につきましては、前年度より2億2821万7千円の減となっております。

先ほど、305ページの総括のところでご説明しましたとおり、地域支援事業として本年度から開始された総合事業につきまして、保険給付費より地域支援事業費に段階的に移行されております。平成30年度については、完全移行しますことから、316ページの2項、介護予防サービス等諸費、1目、介護予防サービス給付費が、前年度より3億1250万3千円、56.8%減となること大きな要因となっております。

続きまして、318ページから325ページにかけましての3款、地域支援事業費につきましてご説明させていただきます。319ページをお願いいたします。

下段の表の2項、介護予防・生活支援サービス事業費の合計8億768万8千円は、主に総合事業のサービスに対する事業費でございます。前年と比較しますと3億2269万円の増額となっておりますが、先ほどから繰り返しご説明しております、平成30年度に総合事業に完全移行することによるものでございます。

320ページをお願いいたします。下段の表の同款、3項、一般介護予防事業費3078万3千円につきましては、介護予防普及啓発事業費として、フレイル予防や認知症予防を初めとする各種介護予防事業の実施に要する経費を計上いたしております。また、321ページの説明欄の

最下段になりますが、地域福祉ネットワーク活動推進事業費では、助成金としまして1622万5千円を計上しておりまして、高齢者福祉に関しての各種ネットワークにより高齢者が地域で自立した生活ができるよう、地域福祉ネットワーク委員会等の活動を支援するものでございます。

続きまして、322ページから325ページにかけてまして、同款4項、包括的支援事業・任意事業費として合計3億1771万4千円を計上いたしております。主な内訳としましては、322ページをお願いいたします。同項1目、総合相談事業費としまして、既に6地区において委託を開始しております地域包括支援センター運営委託料1億1876万2千円に加えまして、平成30年度から運営委託を行います3地区の委託料4746万3千円、及び市直営地域包括支援センターの所管エリア4地区の委託包括化を見据えて、現在宅介護支援センターに総合相談支援業務を委託するため、在宅高齢者総合相談支援事業委託料2070万円を計上いたしております。

また、324ページの同項6目、生活支援体制整備事業費としまして、生活支援サポートセンター運営委託料408万1千円、及び日常生活圏域生活支援業務委託料1697万8千円など、合計2129万4千円を計上いたしております。前年度と比較いたしますと1068万円の増となっておりますが、これは、平成29年度につきましては、10月より委託を開始しておりました生活支援サポートセンター運営委託が通年となったこと、また日常生活圏域生活支援業務委託につきましては、平成29年度につきましては4圏域に設置しておりましたが、平成30年度に新たに4圏域の設置を行い、8圏域になることが主な要因となっております。

歳出については、以上で説明を終わりました、次に歳入の説明をさせていただきます。戻りまして、306ページをお願いいたします。

1款、保険料につきましては、高齢者人口の伸びに準じまして、第1号被保険者数を3万9398人と推計いたしまして、前年度より4065万4千円増、1.51%増の27億2531万1千円といたしております。

また、306ページ最下段からの4款、国庫支出金、307ページの5款、支払基金交付金、308ページからの6款、県支出金、8款、繰入金の1項、一般会計繰入金につきましては、主に歳出の保険給付費等に対する介護保険制度の財源負担割合で計上させていただいております。

309ページをお願いいたします。8款、1項、4目の低所得者保険料軽減繰入金3802万1千円につきましては、制度改正により平成27年度から実施されました低所得者の保険料軽減に伴う一般会計からの繰入金になります。具体的には、保険料段階区分1段階の保険料率を基準額の0.50から0.45に引き下げた額の差額分を国2分の1、県4分の1、市4分の1で負担するものでございます。積算につきましては、1人当たりの差額3830円の負担額に対象人数9927人を乗じた額になります。

同じく、309ページの8款の2項、基金繰入金、1目、介護給付費等準備基金繰入金につきましては、6879万9千円を計上いたしております。

330ページをお願いいたします。昨年9月議会におきまして議決いただきました債務負担行為に係る調書になります。地域包括支援センター運営委託料として限度額4746万3千円を計上いたしております。

引き続き、市地域包括支援センター関連の介護サービス事業勘定予算について、補足説明をいたします。334ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書「1. 総括」の下の表、歳出から説明させていただきます。

1款、総務費203万1千円、2款、事業費3613万5千円、3款、予備費100万円の合計3916万6千円は、市直営の地域包括支援センターのケアマネジメント事業に係る人件費、事務費等でございます。

336ページをお願いいたします。2款、事業費、1項、1目、居宅介護支援事業費につきましては、前年度比較で3975万5千円減額となっておりますが、これは平成30年度より委託地域包括支援センターを新たに3カ所設置することに伴いまして、人件費が減額となったこと、及び337ページ説明欄の指定介護予防支援業務手数料が減額となったものでございます。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。335ページをお願いいたします。1款、サービス収入、1項、予防給付費収入、1目、介護予防サービス計画費収入3327万9千円につきましては、前年比3894万8千円の減額となっておりますが、先ほどもご説明いたしましたように委託地域包括支援センター3カ所の設置に伴う介護予防サービス計画費収入の減によるものでございます。また、2款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金583万5千円につきましては、事務費等繰入金となっております。

以上、簡単ではございますが、「議案第5号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計予算」の補足説明を終わります。

続きまして、「議案第29号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明をさせていただきます。

介護保険事業につきましては、介護保険法におきまして3年を1つの期間として、サービスの事業量、事業計画を定めるように規定されております。2018年度から2020年度の3年間は第7期事業計画期間となります。

まず初めに、介護保険料の算定概要について委員会提出資料に基づき説明をさせていただきます。提出資料のほうをよろしくをお願いいたします。

資料の1ページをお願いいたします。本市の第7期計画期間中の、高齢者人口、要介護等認定者数及びサービス利用者数等の推計は、表の1のとおりとなっておりますが、これをもとに下の表の2の介護保険給付費の算定を行いましたところ、3年間の介護給付費推計の合計額が、一番右下の欄にございます423億755万7千円となっております。

次に資料の2ページをお願いいたします。3の第1号被保険者の保険料収納必要額の算定でございますが、先ほどの3年間の介護給付費推計の合計額423億755万7千円に、第1号被保険者の負担割合23%を乗じて算出しますと、97億3073万8千円となります。これから、国からの調整交付金6億6467万4千円、及び準備基金の取り崩し額3億6912万6千円を差し引いた86億9693万8千円が第1号被保険者保険料収納必要額となります。

次に、その下の表でございます4の第1号被保険者保険料基準月額算定の算定でございます。先ほどご説明いたしました3年間の第1号被保険者保険料収納必要額86億9693万8千円を、保険料の予定収納率98.86%、所得段階別の第1号被保険者の補正人数11万1068人で除し、さらに月数12月で除しますと、月額の介護保険料額が算出されます。30年度から3年間の保険料基準月額を6600円に設定するものでございます。

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。5の第1号被保険者の所得段階別保険料でございます。表の左が現在の第6期、右側が30年度からの第7期の所得段階区分別の保険料比較表でございます。

第6期では、低所得者の負担に配慮しつつ負担能力に応じた保険料を賦課するよう所得段階を15段階に設定しておりました。第7期におきましては、国基準の所得段階9段階に対し、本市におきましては、現行の15段階から17段階に拡充いたします。

主な変更点といたしましては、第6期計画期間中の平成27年度から、国の施策によりまして、低所得者の保険料負担軽減のため公費を投入し、所得段階第1段階の乗率を0.5から0.45に引き下げを行っておりました。第7期計画期間中の完全実施も、第2段階及び第3段階までの引き下げについては実施されておられません。このことから第7期計画期間中につきましては、市独自に第2段階の乗率を0.75から0.7へ引き下げを行っております。

また14段階を2分化、15段階を3分化いたしまして、保険料率をそれぞれ2.3、2.4、

2. 5に変更しております。第7期については、第6期よりさらに所得段階を多段階化することで保険料の上昇を抑制し、低所得者の保険料の負担軽減を行いまして、全体的な均衡を図ることといたしております。

資料の説明を終わりました、議案書の40ページをお願いいたします。「議案第29号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」について、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

42ページをお願いします。第7期の保険料につきましては、資料の3ページで説明をしました所得段階区分を細分化し、15から17の所得段階に変更するものでございます。

保険料額は、第3条、第1号から第17号に記載しておりますとおりの金額とさせていただきます。詳細につきましては、説明を省かせていただきます。

附則としまして、平成30年4月1日から施行といたしております。また経過措置として、平成29年度以前の保険料については、なお従前の例によることといたしております。

以上、「議案第29号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今の第1号被保険者の所得段階別保険料なんですけど、第9段階から保険料率が今回新しくなった分は上がっていると思うんですけども、これはどのような理由で上がったんでしょうか。

○福祉部次長

これは先ほどもご説明を申し上げましたが、全体の基準額等を抑制をするために、多段階等の段階を設けまして、それぞれ低所得者の方にできるだけ負担がかからないような形での設定をさせていただいておるところでございます。今申されますように、9段階以降につきましては、0.1ずつ保険料率がアップしている。それと14段階、15段階が先ほど説明しましたように、分割をされて所得に応じた保険料率とさせていただきますところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

制度がちょっと複雑なのでなかなかちょっと理解がまだ完全に追いついてはないんですが、要は、第1号被保険者の保険料の負担がふえるという部分が市民に対する負担としては、きつい部分が出てくるのかなと思うんですが、実際そのあたりを歳出の割合のほうから割り戻していきますと、このぐらちょっと上げていかざるを得ませんというふうな説明かと思うんですが、先ほど、第29号の議案のほうで説明していただいた15段階あったものを17段階にということであったんですが、その基準となる部分、第5段階、6600円というふうな基準が出たかと思うんですけど、この基準額というのは、例えば県内のよその自治体と比べて高いのか低いのか、その部分、答弁いただけますか。

○福祉部次長

第6期の同計画で申しますと、6380円というのが第6期の基準額でございます。県内の市、広域で設定される分が、A、B、C、3エリアあるんですけど、それを除きますと県内で2番目の高さでございます。そして第7期、これは今度新しく設定される分でございますけど、やっぱり県内でも1番目、2番目の高さという形なるというふうに今、予定されているところでございます。

○永末委員

A、B、C区分とそれ以外ということでは言われましたけど、そこの部分で調査されているかと思うんですけど、表で見せていただければ、より理解が深まるんですが、そういった資料の

提出というのは可能ですか。

○福祉部次長

6期の分についてはできているんですけども、7期も一応調査はさせていただいているんですけど、恐らく各議会等で今、諮られている最中だろうと思いますので、これは確定しましたら、全部公表という形になりますので、次回等の委員会、閉会中の委員会等でも資料を提出させていただきます。できる状況になったときに、提出させていただければと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○永末委員

はい。それで構いませんので、次回、お願いします。

高いほうというか、かなり上のほうということだと思うんですが、これは要は、住む自治体によって市民の方の負担が違うというふうなことかと思うんですけど。福祉のまちづくり、どこも言われることだと思うんですけど、そこに関しては、今の社会構造からおいて、しっかりとその部分を外さずにやっていく必要があるかと思うんですけど、こういう市民負担が高い状況というのを今後どのような形で改善していく考えがあるのか、その部分をお聞かせください。

○福祉部次長

保険料の負担感がやっぱり高いということで市民の方についても負担感があるのではないかなというふうに考えております。本市としましても、介護給付費をできるだけ抑制といいますか、適正にされるような形で取り組みが必要であろうというふうに考えております。要介護認定につきましての適正化、それとケアマネジメントの適正化、それとケアプランチェックなどの給付の適正化等の事業に取り組んで、今までも取り組んではおるんですが、さらに取り組みの強化をしていきたいと考えております。

○永末委員

もうその部分、しっかりやっていただく必要があるかと思います。

○城丸委員

今の質問の関連になりますけど、3年に1回ですかね。前期に比べて月額で220円、年額で2640円の負担増になります。これは、他の地区と比べての飯塚の特殊性みたいなもの、原因は何ですかというところをちょっとお聞きしたい。

○福祉部次長

他の地区と比べての特殊性ということでございますけれども、施設がそれなりに充実をしているというのが一つ。それと、1人当たりの利用量といいますか、利用される給付費の1人当たりの使っている量がやっぱり高いということになります。これは使って悪いというものではなく、過不足なく使うということ、それが過があるとよろしくないんで、そこについては適正化をしていくという形でやっていきたいというふうに考えております。必要なサービスは受けていただいて、もちろん結構でございますけれども、必要以上のものについては適正化をしていく必要がある。そうしないと給付費等が膨らんでまいりますので、その部分については適正化を図っていくということでございます。

○城丸委員

施設が充実している。それと、1人当たりの利用料が高い。だから介護保険料が上がってくるということなんですかね。だから、それはもう、うちは適正でやっているから、そうになっているだけで、他の地区は適正にやっていないとまでは言えないけれども――。

一時、一番最初のほうですけど、広域でやるかとか、独自でやるかとかいうのは、かなり議論されておったと思いますけど、その広域の分についてはどうなっているかわかりますか。

○福祉部次長

第6期計画の分で申し上げますと、本市は、6380円が基準額でございました。広域A、B、Cとあるんですが、広域Aが7396円、広域Bが5545円、広域Cが4800円となっております。

ります。

○城丸委員

A、B、Cというのは何ですかね。例えば、添田町はあそこ中心にやった経過がありますけど、それは何に入るんですか。

○福祉部次長

それぞれの県内の広域に入るグループ分けがされております。通常保険料が高いところについては、ある程度そこがAグループならAグループ、Bグループなら、大体同じレベルのところそれぞれのグループ分けでA、B、Cという形で分けられている状況でございます。例えば、広域Aグループ、6期計画では、田川市、香春町、糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村、東峰村となっております。また広域Bグループでは、17市町入っていますが、柳川市、豊前市、うきは市、宮若市、芦屋市、水巻町、岡垣町、添田町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、吉富町、上毛町、築上町、筑前町、宇美町となっております。また、広域Cグループが篠栗町、志免町、新宮町、久山町、大木町、広川町、須恵町、遠賀町となっております。

○永末委員

まず、ちょっと基本的なことになって申しわけないかもしれないんですが、先ほど30年度の当初予算のほうを見させてもらったときに、歳入のほうで保険料っていうところがあったかと思うんですけど、あそこは第1号被保険者の保険料かと思うんですが、第2号、40歳から65歳までの部分があると思うんですけど、あそこってというのはどこに当てはまるんですか。

○福祉部次長

これにつきましては、予算資料の307ページ。歳入の先ほど申しました第5款、支払基金交付金というのがございます。ここで左の説明欄に交付率0.28と書いております。これは先ほど申しましたように平成29年度のベースでいっておりますので、これが28%ということになります。これが第2号被保険者の負担割合ということになります。これが今度、30年度につきましては、27%になって、1号被保険者が23%という形になります。

○永末委員

わかりました。であるならば、今回、第29号議案の部分での条例改正というのは、第1号被保険者の方の負担がふえるということでもいいですかね。

○福祉部次長

そのとおりでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○兼本委員

第5号議案の305ページで、本年度予算額と前年度予算額で0.87%本年度予算額のほうが増えたという報告いただきました。その内訳なんですけど、特定財源と一般財源が使われています。実際に一般財源としては今回、制度が変わって、今まで以上にふえたのか減ったのかというのはどうなのでしょう。それと、あと特定財源のその他っていうところで保険給付費等で金額が大きいんですけど、これは何なのかを教えてくださいませんか。

○福祉部次長

その他の部分ということでよろしいでしょうか。特定財源につきましては、国、県支出金は先ほど申しました、国、県の負担です。一般財源が市の負担になります。その他の部分が、先ほどちょっと説明をさせていただきました支払交付金の関係の部分、第2号被保険者の負担分の歳入という形になります。

○兼本委員

一般財源は去年と比べるとふえたんでしょうか、減ったんでしょうか。

○福祉部次長

先ほど歳出の全体的な保険給付費等も含めまして、全体的な予算として1億2574万9千円がふえております。これは給付費等も地域支援事業費等も含めてトータルとしてふえております。その分につきまして、当然ながら市の負担割合というのがございますので、その部分についてはふえてくるという形になります。

○兼本委員

保険給付費は下がったんじゃないんですって。

○福祉部次長

先ほど言いましたように総合事業等が始まりましたので、保険給付費からこの3項の地域支援事業費のほうに移行した部分がございます。その部分がふえておりますので、トータルとしてはふえているということになります。当然その部分の市の負担割合がございますので、その部分についてはふえるという形です。

○城丸委員

今の関連ではないんですけど、ちょっとあんまり理解してないので、ちょっとピント外れの質問になるかもしれませんが、普通、国保とかいうのは医療費に使いますよね。医療費だけに使うと思うんです。介護保険料といたら、地域支援事業とか、例えば地域包括支援センター、そういうのにも使っていると思うんですよね。要は、要支援とか要介護だけじゃなくて。これは介護保険の特殊性だと思うんですけど、今、包括支援システムの構築に向けて努力してあると思うんですけど、そういうので保険料が上がってきているというのは考えられないですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:46

再 開 10:47

委員会を再開いたします。

○福祉部次長

今、いろんな地域包括ケアシステム等の構築等に向けて取り組みを進めているところがございます。先ほど申しましたように、保険給付のほうから総合事業への移行等も進めてきているところがございます。これ全ていつも申しておりますとおり、2025年に団塊の世代が75歳以上になるのでございますが、そこに向けて、いかに介護保険制度を持続可能にしていくかということが一つ大きな目標となっております。それと、今回の制度改正の目的でもございますけれども、やはり自立化を進めていく、それと重度化を防止していくということが大きな制度改正となっております。それを進めていくために、地域包括ケアシステムの構築ということで、在宅医療、介護連携等も含め、今取り組んでいるところでございます。それと日常生活圏域で高齢者の方が、住みやすいまちをつくっていく。そのために、今12圏域に地域包括支援センターという形で進めていっているところでございます。当然そうした中には、全体の相談業務等は地域包括支援センターが進めておりますので、そこに皆さんは相談に行くという形になります。当然その経費については、介護保険制度の中で動いておりますので、その分についてはちゃんと保険料やそれぞれの負担割合に基づいて支払いをしていくという形になるということでございます。

○兼本委員

昨年度、この地域支援事業費っていうのはどうなるのかっていう話を聞いたときに、今までと変わらないと。国が出して、あと介護保険で賄うということで、その内容は変わらないというふうに聞いていたんですね。今のお話であると、今回その地域支援事業になると、市も負担をしなくていけなくなったということなんですか。

○福祉部次長

保険給付から総合事業にかわりましても負担は必要になってまいります。従来やっていたサービスが総合事業に移って、従来型のサービスというのは残っておりますので、それについての負

担等も変わりませんし、また新たに今度緩和したサービスとか、いろいろ選択肢が今度ふえたような形になっておりますので、それについても負担割合に応じて負担はしていただく形になりますので、そこで負担がなくなるというものではございません。

○城丸委員

2025年問題ということで、国も一生懸命、取り組んでいると思うんですけど、支える人がいなくなるということで。そういう中で、国庫負担、補助金でもいいんですけど、そういうのはやっぱりずっと増額になってきているわけですか。国も強力に進めているということなんでしょうけど。

○福祉部次長

国の負担のほうも、これまでどおり変わらず配当分については、制度に基づいて充当されており、当然給付費がふえれば、その分の負担割合が国、県、市それぞれございます。ふえれば国の支出金もふえてくるという形になります。

○永末委員

今回の議案としては、第1号被保険者の保険料もふやさざるを得ないので認めていただきたいということかと思うんですけど、実際65歳以上の市民の方の感覚からすると、結構きつと思います。正直、この増加額っていうのはきつと思いますし、実際に本当に介護保険の負担がきつという声はいろんな方からいただいています。制度を維持していく上で、仕方のない増額だということなんですけども、そこについて行政としてはしっかりと先ほどの適正化といいますか、そういった部分を進めていくというふうな回答がありましたんで、そこをやっていただくしかないかと思うんですけど、ただ一方で市民の方が、今回これがふえる原因っていうのをどこら辺まで認識されているのかなっていうのは思うんですが、そのあたり、なぜふえるのかっていう説明とかっていうのは、行政としてされておるのでしょうか。

○福祉部次長

直接、住民の方にご説明をする機会というのは、これは何でこうやってふえたかと、当然、今度改正になりましたら、この分については、市報等でもお知らせするようにしております。全体がこういうふうになっているからということで、それは市報等でのお知らせするようにはしております。ただどこまでご理解をいただけるか。なかなか、先ほどもありましたように、制度自体がちよっと、いろいろ難しいところもございますので、ご理解をどこまでいただいているのかと。ただいろんなご相談にいられた方からお聞きいただいたときには、丁寧にご説明するようにさせていただきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:54

再 開 10:57

委員会を再開いたします。

○永末委員

私が申し上げたいのは、結局、今回介護保険料が65歳以上の方は、かなり上がります、負担をされますということなんですけど、そこに関しては何で負担がふえるんだっていうその市民感情というのは絶対ありますので、それに対する説明っていうのは、むしろ必要なんじゃないかなと感覚的に思います。今の説明聞きますと、全体の歳出のパイがふえるんで、それから割合的に割り戻していったら当然この額になるんですよという先ほど資料で説明がありましたけど、であるならば、やっぱり市民の方も、やっぱり使うことを抑制するわけじゃないですけど、積極的にやめてくださいというわけじゃないですけども、やっぱりその仕組みというのは理解してもらっておかないと、なぜふえるのかっていうところの理解にたどり着かないんじゃないかなと思うんですが。そういった意味で、今回のこういったふえるということに関しても、

表現的に気をつける部分あるかと思えますけど、ある程度、積極的にお知らせしていく必要があるんじゃないかと思うんですけど、その点どう考えられますか。

○福祉部次長

質問委員おっしゃいますとおり、給付費等がふえれば当然保険料も上がっていくという形になります。できるだけそこを減らすということに取り組んでいく必要がある。自立支援とか、重度化防止とか、それらを含めたその介護予防というものを評価していく必要があると考えております。そうしたところも含めて、住民の皆様方には、まずそこにできるだけ健康にさせていただくための介護予防事業等の参加とか呼びかけ、それによって給付費、それにかかる経費が落ちれば、これは介護保険料も下がっていくという形になりますので、そこら辺をできるだけわかりやすく訴えて、ご説明をしていきたいと思っております。

○永末委員

最後、要望にしますけど、そういった部分で市民負担を減らしていくっていうのは当然の筋ですし、そういったことは時間がかかるかもしれませんが、地道にやっていただく必要があると思います。ただ一方で、国費を投入してっていうふうな議論もちょっとあっておりますけど、私としては国費にしても市税にしても結局、同じ税金なので、どうなのかなとは思いますが、例えば今回の保険料っていうのは、歳出のうちの半分を第1号、第2号被保険者の方で、あと割合を23%とか27%とかいっているところで計算していくかと思うんですけど、そこで法令上可能なのかどうかわかりませんが、例えば財政見通しでかなり厳しい見通し出てますけれども、自主財源等をふやすことによって、そこを手厚くしていくことで、こちらのほうに回せるお金っていうのをふやすことによって、市民の負担を軽減していくっていうふうな方向性もあるんじゃないかと思えますので、そのあたりぜひちょっと研究していただきたいと思えます。要望でとどめております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第5号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計予算」及び「議案第29号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」以上2件について、いずれも原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案2件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:00

再 開 11:10

委員会を再開いたします。

「議案第14号 平成30年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第14号 平成30年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」についてご説明いたします。予算書の441ページをお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出の予算の総額につきまして、それぞれ13億949万9千円と

いたしております。第2条の債務負担行為につきましては、最後に説明をさせていただきます。

445ページをお願いします。事項別明細書の総括表でございますけれども、歳入、歳出、それぞれの合計額の欄に記載しておりますように、前年度の予算額に比べまして2億4087万2千円を減額いたしております。減額の理由といたしましては、主に小中一貫校飯塚鎮西校の開校に伴い、学校給食センターを平成29年度をもって廃止をいたしますことから、学校給食センターに係る人件費、維持管理費などが減額となること、また平成30年度におきましては、施設整備事業を予定していないことなどによるものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、ご説明いたします。

まず、歳入でございます。446ページをお願いいたします。1款、1項、1目、学校給食費は、保護者の方からいただく給食費でございますが、1節、小学校給食費といたしまして、3億2145万4千円、2節、中学校給食費といたしまして、1億7992万円4千円を計上いたしております。児童生徒数の減などによりまして、前年度と比較して小中学校合計で600万8千円の減額となっております。

次に、2款は説明を省かせていただきまして、3款、繰入金でございます。これは、給食の食材費以外の職員人件費、事務費などの給食事業に係る経費について、一般会計からの繰り入れにより賄うものでございますが、先ほど申し上げましたように、給食センター関係の予算を減額しておりますことから、9億3390万円を計上しております。前年度に比べ、3652万8千円を減額しております。

447ページをお願いいたします。一番下の欄、自校式給食施設整備事業の財源であります学校給食事業債につきましては、先ほど申し上げましたように、平成30年度、事業を予定しておりませんので計上をいたしておりません。

次に歳出についてご説明いたします。448ページをお願いいたします。1款、1項、1目、一般管理費につきましては、主に一般職員25人分の給与費、これは前年度に比べ給食センターの廃止に伴って7人の減でございますけれども、その他口座振替手数料など、給食費の収納に係る経費などを計上いたしております。前年度に比べ、5024万6千円の減額で、2億297万円を計上いたしております。

449ページをお願いいたします。1款、1項、2目給食事業費では給食事業の運営、管理に係る経費として4億5413万5千円を計上いたしております。これは、説明の欄に記載しておりますように、各給食施設の修繕量、維持補修費、各種の保守点検委託料、清掃関連の委託料、施設から排出される汚泥などの産業廃棄物の処理委託料などでございます。これらの経費につきましては、給食センターに係ります経費が減額となっておりますけれども、一方では、給食センターに保管しておりましたPCB含有物、これは電源に用います開閉器、変圧器でございますけれども、これを適正に処理する必要が生じたことから、その処理手数料及び収集運搬委託料を新たに計上いたしております。

また、450ページの説明の欄の下のほう、鎮西中学校区給食調理等業務委託料から451ページにわたりまして、飯塚第二中学校給食調理等業務委託料まで民間委託を行います各校の給食調理等業務委託料を計上いたしております。新規に委託を行います小中一貫校飯塚鎮西校、また小中一貫校穂波東校への穂波東中学校の統合による委託業務の拡大によりまして、2目の給食事業費全体といたしましては、前年度に比べ2066万円増額となっております。

次に、452ページの1款、1項、3目におきまして、学校給食賄材料費5億580万7千円を計上いたしております。これは、保護者の方からいただく給食費に相当する額を計上いたしておるものでございます。

次に、1款、2項、1目、施設整備費につきましては、先ほどから申し上げておりますように、平成30年度は新たな施設整備事業は予定しておりませんが、説明の欄に記載しております、既に開校いたしました3校の周辺環境影響調査委託料、この委託料につきましては、

一般会計の学校整備費に計上されております同調査の委託料を按分して負担するものでございますが、学校給食事業特別会計の負担分として、49万9千円を計上いたしております。

次に2款、1項、公債費につきましては、市債の償還に係る元金及び利子といたしまして、合計2億2608万8千円を計上いたしております。

最後に、債務負担行為について説明ご説明いたします。申しわけありません。444ページに戻っていただきます。

第2表、債務負担行為の表でございます。平成30年度末で契約期間が満了となります、小中一貫校幸袋校、同じく小中一貫校穂波東校、及び飯塚第二中学校区の業務委託料につきまして、それぞれ債務負担行為を計上しているものでございます。

以上、簡単ですが、平成30年度当初予算の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

歳入の部で2款の1項、給食事業収入の分なんですけれども、小学校、中学校で滞納繰越分っていうのがあります。これは滞納された方が払われた分ということなんですか。それとあと、滞納ってどのくらいあるんでしょうか。

○学校給食課長

ここに掲げております滞納繰越分と申しますのは、年度を越えて未納の分が残った分が、こちらに繰り越されている分でございますが、これは現実にはどのくらいの徴収率が見込めるかという徴収率を掛けましてどのくらいの収入が見込めるかという額を計上させていただいています。滞納の総額でございますけれども、平成28年度の決算の数字でよりますと、小学校で1471万1333円、中学校で1102万2332円、それから、過去の幼稚園で給食があったときの分が11万5750円でございます。合計いたしますと、2584万9415円が28年度決算の時点で滞納となっておりますのでございます。

○兼本委員

そうすると、今の滞納繰越分というのは、例えば小学校が1471万円幾らのうちの、203万2千円は回収ができるんじゃないかということですか。中学校の分でいけば、約1102万円ぐらいのうちの90万3千円と、そういうことを見越して予算に入れてあるということですね。

○学校給食課長

今、ご質問のとおりでございます。滞納分の収納率につきましては、現年度分につきましては、平成26年度が98.78%、平成27年度が98.81%、平成28年度が98.67%ということで、98%台後半という形で推移をいたしておりますが、過年度分につきましては平成26年度が15.16%、平成27年度が15.32%ということでしたけれど、平成28年度は10.02%ということで、ちょっと5%程度低下をいたしております。給食費につきましては、私債権でございまして、消滅時効2年ということになっておりますけど、自動的に消滅するわけではございませんので、現年度分を100%徴収しない限り、過年度分へと積み上がってまいります。結果として分母が大きくなりますので、相対的に徴収率が低下する。加えて滞納が発生しましてから時間が経過するとともに、やはり徴収が難しくなりますので、徴収額も下がってまいるといって、こういった要因によりまして過年度の分の徴収率が低下をしてきております。今年度の予算につきましても、この過年度分の徴収率についてはかなり厳しく見込んでいるところでございます。

○奥山委員

今の滞納の分なんですけれども、ちょっとできるかどうかというお願いなんですけれども、口座引き落としされているかと思えます。入学のときに、学校に提出する分なんですけれども、口座引

き落としてというのも一つ徴収率が高くなるというのがありますけども、カード決済というのができるかどうかというのには検討されたことがあるかどうかお尋ねいたします。

○学校給食課長

現在、質問委員おっしゃいますように口座振替の利用については、新年度になりまして新入生の方については、口座振替をお願いしますということでお願いをしています。だいたい7割くらいの方が口座振替を利用されております。それから昨年度からコンビニでの収納も開始をいたしました。そういう状況でいろいろな市民の皆さんの利便性の高い支払い方法というのは検討してまいっておりますが、申しわけございませんが、クレジット決済については今のところまだ具体的に検討している状況ではございません。

○城丸委員

滞納の分で小学校と中学校の徴収できそうな率が違いますよね。間違いなかったら小学校が13.8%ぐらいですね。そして、中学校が8.2%ぐらいですけど、これ何か意味がありますか。

○学校給食課長

小学校と中学校での収納率の違いということでもありますか。

○城丸委員

先ほど答弁の中で徴収できそうな額ということで、例えば小学校であれば1471万1千円程度あって、203万2千円ですか。そして、中学校では1102万2千円あって、90万3千円。なんか率が違うんですね、小学校と中学校。これはずっと中学校にまだ在学しているということもあるんですかね。

○学校給食課長

恐らく、中学校の収納率のほうを厳しく見込んでいると思います。やはり小学校については6年間在籍されて、さらに中学校でも3年間在籍されるということで、保護者の方に接触する期間が長くとれるというのが現実的な状況でございますので、どうしても中学校の収納率のほうも、もう3年間で卒業されてしまいましたら、ちょっと市の接触ということが厳しい、関係が切れるとまでは言いませんけれども、そういう状況になりますので、どうしても中学校の収納率のほうを厳しく見ざるを得ないというのが現状でございます。

○城丸委員

わかりました。それではちょっと質問を変えますけども、合併してから給食運営審議会の答申によって、自校方式のほう望ましいということで自校方式に順次かわってきたわけですけど、ちょっと答弁としては難しいのかなと思いますけど、3月でセンターが廃止になりますよね。センター方式は全くなくなるということですけど、センター方式から自校方式にかかわって、負担はどうなった、要は予算的には増額になったのか、減額になったのか、その辺、答弁できますか。全体的なものでもいいですけど。順次なってきたので難しいところがあるとは思いますが。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:26

再 開 11:28

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

すみません。詳細な試算というのは今のところ行っておりませんので、数字的にはちょっとお答えにくいところがございますが、自校式の整備を進めようとしていたときのお話としては、運営費等の経費は、人件費等の関係は削減できるであろうと。ただこの間、給食の施設整備をずっと進めてきました。初期投資についてはかなりかかっておりますので、これらを減価償却してみたりした場合の数字がどうなるのかというのにはちょっと申しわけございません。今手

元に、計算をした資料持っておりませんので、また今後の委員会の機会などでお示しをさせていただきたいと思っております。

○城丸委員

よろしく申し上げます。それとセンターなくなりますけど、そこの辺の職員の方は、これから先どうなっていくんでしょうか。

○学校給食課長

先ほども説明の中で、7名の減ということでご説明を申し上げました。市長部局への配置替えとか、退職者の補充ということで、削減をしたいというふうに計画をいたしております。

○城丸委員

わかりました。それとさっき給食運営審議会のこと言いましたけど、いろんな理由といたらおかしいですけど、自校方式がいいということで決まっていますので、あと八木山小学校はまだなっておりますので、八木山小学校もよろしく申し上げます。

○奥山委員

先ほどの関連ですけども、先ほどカード決裁のお話を少しさせていただきましたが、まず一つは、引き落としの日がちです。収納率を上げるために、いつ引き落とされているのか、月末なのか、27日なのかいろいろありますけども。それともう一つが、先ほど滞納のお話ありましたけども、長期滞納の方であったり、短期滞納の方であったりいろいろおられると思いますけども、長期の場合には、市として例えば市税と同じように、裁判等を起こされているのかどうか。その辺2つ、お伺いいたします。

○学校給食課長

まず、引き落としの日がちでございますけど、これは月末に引き落としをさせていただいております。それから、裁判等の関係でございませけれども、法的措置ということで、裁判所へ支払督促というのをやっております。ただ、こちらについては平成26年4月に行ったことを最後に、実施することができてございませぬ。法的措置の実施には財産調査や、裁判所とも事前打ち合わせが必要になりまして、かなりの時間と労力を要します。そういった実情でございまして、実施ができなかったということについては、率直に反省をいたしております。法的措置につきましては、継続的、定期的の実施しないと滞納者に対する警告的な効果も薄れていくものと思われまので、今後確実に実施していくよう取り組んでまいりたいと思っております。

また転出等によりまして連絡がつかなくなり、時効の期間も経過し、経費が見合わないといひますか、そういった滞納分については、適切に不納欠損処理も行うことも必要であるというふう考えております。

○兼本委員

先ほど平成26年度、支払督促されてあったと。最初に内容証明書を書かれて、送られるんですけども、その時点で回収っていうのはできますか。それとも、やっぱりその最終的に督促までいくような形になりますか。

○学校給食課長

支払督促の実績といたしましては、平成21年から26年にかけてやっておったわけですけども、全体で304件の支払督促を行っております。このうち、最終的に差し押さえの命令まで至りましたのが26件ございます。そういった流れでございまして、やはり支払督促は、それなり効果がありまして、やはり督促状が来ればお支払いになることが大多数でございませけれども、先ほど申し上げました26件については、差し押さえ命令まで至っているといったような状況でございませぬ。

○兼本委員

ということは、大半はその以前にお支払いをされたという形ですよ。一定の効果はあるということですね。ということであれば、ぜひまた今後とも調査していただいて、大変でしょうけど

も、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第14号 平成30年度飯塚市学校給食事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第26号 飯塚市文化振興基本条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○文化課長

「議案第26号 飯塚市文化振興基本条例等の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。議案書の31ページをお願いいたします。

本案は、文化行政に係る規定のうち、教育委員会に権限のあるものについて、関係条例の整備をするため提出するものでございます。

本市おきましては、文化行政の主たる業務につきましては、教育委員会において実施しておりますが、このたび職務権限につきまして、法令の趣旨に沿った関係条例を整備、改正をするものでございます。議案書33ページをお願いいたします。改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

第1条関係「飯塚市文化振興基本条例」のうち第13条、第14条、第2条関係「飯塚市文化会館条例」のうち、第4条、第5条、第6条、第3条関係「旧伊藤伝右衛門邸条例」のうち、第3条、第4条、第5条及び第10条について、市長の予算執行権である減免、損害賠償を除く、管理権限を市長から教育委員会に改め、第2条関係「飯塚市文化会館条例」のうち第18条、駐車場の特例について、「飯塚市営駐車場条例」においても、管理権限を市長から教育委員会へ改正する読み替え規定を追加するものです。

議案書34ページ、附則において、1、飯塚市文化振興基本条例等の一部を改正する条例は平成30年4月1日とし、2、指定管理者の指定手続、3、指定期間、4、利用その他の行為について、条例改正に伴う経過措置を設けています。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第26号 飯塚市文化振興基本条例等の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第27号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」を議題とい

たします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第27号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。議案書35ページをお願いいたします。

条例第5条、開所時間及び休所日について、街なか子育てひろばを平成30年4月1日より、日曜日及び祝祭日を開所するにあたり休所日についての条例の一部を改正するものです。

休所日を日曜日、祝日及び年末年始の12月29日から1月3日までを、年末の12月31日から1月3日までとするものです。なお、筑穂子育て支援センター、庄内子育て支援センター、頼田子育て支援センターの休所日は現行どおりとしております。平成30年4月1日から施行としております。36ページに新旧対照表を添付しております。

以上、簡単ではございますが、「議案第27号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第27号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第30号 飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○福祉部次長

「議案第30号 飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例」の補足説明をさせていただきます。議案書の45ページをお願いいたします。

平成26年に制定されました「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行によりまして、介護保険法及び関係政省令の規定が改正されまして、平成30年4月1日から指定居宅介護支援事業者の指定等にかかる権限が、都道府県から市町村に移行することになったことに伴いまして、条例を制定する必要があるため本案を提出するものでございます。指定居宅介護支援事業者の人員及び運営に関する基準を定めるものでございます。

議案書の51ページをお願いいたします。こちらに新旧対照表がございしますが、先ほどの説明内容に伴いまして、飯塚市内に所在地を有する指定居宅介護支援事業者の指定申請、及び6年ごとの指定更新申請に対する処理にかかる手数料を定める必要がありますことから、あわせて飯塚市手数料条例の改正を行いまして、別表に指定申請に係る手数料を2万2千円、指定更新申請に係る手数料を1万5千円として、費用の規定の追加を行うものであります。条例の施行日につきましては、平成30年4月1日でございます。

以上簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第30号 飯塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第55号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○教育総務課長

「議案第55号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」の概要についてご説明いたします。平成29年度補正予算資料、右肩に追加提案分と記載されているものでございますけれども、これによりご説明いたします。3ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、一般会計で3億1643万6千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を638億2442万1千円とするもので、表の下に記載しておりますように、国の補正予算(第1号)に伴う関連事業の追加にかかる経費を補正するものでございます。

なお、今回の補正予算と平成30年度当初予算で重複して計上している事業がございますが、この重複分につきましては、新年度の補正予算において減額調整をさせていただきます。

次の4ページに補正予算の概要を費目ごとにまとめておりますのでご説明いたします。

まず、歳入からでございます。国庫支出金につきましては、今回補正予算として計上しております事業の財源として、学校施設改善交付金の小学校費及び中学校費補助金で5265万円を計上しております。

繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金の繰り入れを828万6千円追加するものでございます。市債につきましては、起債対象事業費の増に伴う補正額を計上しております。

次に、歳出についてご説明いたします。教育費、小学校費の学校整備費では、管理棟のトイレ改修工事に係る大分小学校大規模改造工事を計上しております。同じく学校整備費では、小中一貫校幸袋校の空調設備整備工事等を計上しております。中学校費の学校整備費では、飯塚第一中学校ほか3校の空調設備整備工事等を計上しております。

繰越明許費の補正は、大分小学校大規模改造工事業につきまして、年度内の完了が見込めないため追加するものでございます。また、小学校費、空調設備整備事業、以下2件の事業につきましては、事業費の変更に伴い金額の変更を行うものでございます。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表及び市債、基金の状況表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第55号 平成29年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会に付託を受けております「保育行政について」を議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。「保育行政について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

提出しております資料についてご説明いたします。

平成30年4月1日入所予定の内定通知発送状況についてご報告いたします。資料は平成30年3月2日までの集計になりますのでお願いいたします。資料1ページをお願いします。

「市内居住児童の特定教育・保育施設（保育所・こども園）支給認定状況、その利用状況、未利用者」についてご説明いたします。

平成30年度4月分の申請状況を記載しております。上段に30年度4月の保育施設支給認定者数が3402人、中段に入所内定者数3214人、市内保育所等の内定者3184人、市外保育所の広域内定者30人、こちらのほうは市内居住の方で市外の保育所に入所が内定してある方が30人。下段に施設未利用者188人となっております。

未利用者188人には、現在、市外の保育所の入所依頼を行っており、調整中の方82人を含んでおります。市内の未利用児童としては現在106人となっております。

資料2ページをお願いします。「平成30年4月1日各施設の年齢別の入所内定状況」について記載しております。2ページに公立保育所、私立こども園、3ページに私立保育所の各施設の年齢ごとの入所定数及び入所内定児童数、定数に対する入所内定児童数と利用率を記載しております。現段階の公立保育所の利用率は86.2%、私立保育所の利用率は97.5%、私立こども園の利用率は93.9%となっております。公私立合わせますと定員が3404人対し、内定児童数3215人。市内居住児童3184人、市外受託児童数が31人となっております。合計利用率が94.4%となっております。

内定していない児童に対しては、各園に受け入れ状況を再度確認いたしまして、一人でも多く入所できますようマッチング作業を行っていきたいと考えております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

課長、ごめんなさい。もう一度ここに書いてない数字の分をご案内してください。1ページ目。

○子育て支援課長

公私立合わせますと定員3404人。それに対して内定児童数3215人。内訳としまして、市内居住児童3184人、市外受託入所児童31人、利用率が94.4%となっております。

○委員長

今のが2ページ目、3ページ目ですよね。1ページ目のやつで、ここに載ってないもの、なんか言われたかと思ったんですが。

○子育て支援課長

入所内定者数3214人、こちらの内訳としまして、市内保育所等の内定者3184人。未利用者数が188人。その内訳としまして、市外保育所入所依頼を行っており、現在調整中の方が82人、こちらのほうを含んでおりまして、106人になります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

106人の未利用児がいらっしゃるということですけど、これ、年齢別等の数はわかりますで

しょうか。

○子育て支援課長

106名不承諾者としてゼロ歳児11名、1歳児50名、2歳児29名、3歳児8名、4歳児5名、5歳児3名、合計106名となっております。

○委員長

その分って市外の分が入ってないんですね。

○子育て支援課長

市外の分は含まれておりません。

○委員長

市外の分ってわかりますか。

○子育て支援課長

今、広域依頼している分は、ゼロ歳児6名、1歳児23名、2歳児24名、3歳児23名、4歳児17名、5歳児19名、合計112名となっております。今広域入所依頼、市外に依頼してる分だけで112名です。

○委員長

ごめんなさい、調整中の82名は、まだ決まってないわけですか。その方々の年齢別、市外はないんですかね。

○子育て支援課長

申しわけございません。その資料については持ちあわせておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

例年でいいんですけど、106名のうち保育所の空きを見ていたら結構あるみたいですけど、マッチングで要するに未利用児をどれぐらい減らせるんですか。

○子育て支援課長

正確に、今からどれぐらい入所できるかということは、昨年の現時点での数字というのは持ちあわせておりませんのでわかりませんが、一人でも多く入所させていきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

○兼本委員

1歳児の平成30年4月1日各年齢別入所内定状況なんですけど、1歳児はほぼ100%というところが多いんですけど、ゼロ歳児は、かなり低いところとかが出てきていますが、これは先ほどおっしゃられたマッチングの前の状況だから、こういう状況なのかどうかということをお願いします。

○子育て支援課長

現在、マッチング前の数字になりますので、今から確かに0歳児、公私立合わせまして、空きがございます。それはマッチングしていきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

本件につきましては、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「街なか子育てひろばの委託先について」、報告を求めます。

○子育て支援課長

飯塚市街なか子育てひろばに係る委託先の決定についてご説明いたします。資料1ページをお願いいたします。

選考結果につきまして、平成30年2月15日に「飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会」から委託先候補者について、飯塚市鯉田1666番地23、特定非営利活動法人つどいの広場いづか、代表者、林京子氏が適当であるとの答申が出されました。

資料の2ページをお願いいたします。選定に当たっては、書類審査のほか、応募法人によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、申し込み調書等に基づく厳正なる審査、審議が行われ、飯塚市街なか子育てひろば委託先法人選定評価基準に基づき、審査項目15項目を100点満点で採点が行われた結果、同法人が79点と最も高い得点を得られ、また選定基準である配点合計100点の6割である60点以上の評価を得たことから同法人が委託先として選定されたものでございます。

選考の経過等につきまして、募集要項の決定から委託先法人の決定に至るまでの経過については、3ページに記載のとおり計3回の会議を開催し、慎重に審議されております。

以上の答申を踏まえ、今回決定いたしました街なか子育てひろばの委託先法人については、平成30年4月1日からの実施に向け、利用者の不安をまねかないように委託先法人と十分な協議を行い、円滑な引継ぎができるように進めてまいりたいと考えております。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

2ページで委員会の附帯意見というのが出ています。1つ目が市との十分な協議を行い、相互理解に努めてくださいといった意見が出ておりますし、もう一つが、この仕様書等を尊重し、街なか子育てひろばの運営に当たってくださいというような意見が出ておりますが、これはどういったことで、このような意見が出たのでしょうか。

○子育て支援課長

委託先と市とが今後連携していきますので、十分協議が必要になります。その上で、委託先とも十分協議した上で運営を行っていく。また仕様書については、配置基準なんかございますので、そういったことを遵守するように、再度、確認を行うようにということで意見が出ております。

○兼本委員

それはなぜ、理由は。そういうふうには委員会のほうも思われた理由っていうのは何かあるんですか。使用書を見てプレゼンしてるわけでしょう。そういった中でこういう意見が出たということですね。なんか不十分なものがあつたのかなというふうにするとう推測してしまうんですけども、どうなんですか。

○子育て支援課長

そういったことは、不十分があつたとかいうことはございません。選定会議の中でこういった意見が出されておりますので、そのまま掲載しております。

○兼本委員

掲載しているのはわかりますけど、それで担当として何も思わないんですか。

○福祉部長

今、課長から説明がございました。この委員から出た意見というのはこのとおりでございましたが、特段審議の中で問題があつたような捉え方はされてなかったというふうに感じております。

これにつきましては、市としての初めての事業ということもございまして、恐らく委員のほうも、いわゆる予定どおりとか規定どおりやっってくださいということでの意見があったというふうを考えております。

○兼本委員

心配されてということですね。わかりました。初めてという事業ということで。ちょっと仕様書等を見ていましたら、街なか子育てひろばの運営以外にいろいろと業務委託の内容が書いてあるんですけども、例えば、ほかの3カ所の子育て支援センター分を取りまとめた行事予定であったりとか、お便りの発行であったりとか、利用者への周知及び発注者への連絡を確実にすることとか、施設維持管理をしっかり行うこと等ありますけれども、今、ここ何名でした、常時3名か。現実にかようなことまで、十分にやっつけていけるのでしょうかというのが一つと、もう一つが、今までもここの街なか子育てひろばの職員でこういう形でやっておられたんですか。

○子育て支援課長

現在、街なか子育てひろばは3名の職員で行っておりますけれども、現在もそちらのほうで行っております。それを継続して行っていただくような形にはなります。

○兼本委員

結局、指示を出していくとか、一番頭になっていくっていうのはこの街なか子育てひろばの委託業者という形になってきますよね。今まで飯塚市がやってきたことを、今度は民間業者がやっっていくという形になってくるわけです。そういった場合に恐らく、いろいろと問題点とか出てくるとは思いますが、そのあたりはどのように、そういった問題を解消していこうというふうにお考えでしょうか。

○子育て支援課長

そういった問題点が起きたときは、市のほうも担当者がおりますので、一緒に連携して解決していきたいと考えております。

○兼本委員

そうすると、かなりの中で報告、連絡等々を行わないといけないと思うんですが、そういう業務に対する市としての民間事業者とのどういった形で、そういう報告、連絡がスムーズに行くような形をとるかといったことは考えられていますか。1番多分よくあるのが、連絡がないからというような不安等々っていうのが、聞いてないとか聞いているとかいうことが今までのトラブルの中で多いと思うんですね。そういったところを今後どのように考えておられるか、お答えください。

○子育て支援課長

現在、委託先法人と協議しておりますので、どういった形で、一番、そういった形の連絡方法をどうすればいいかということも現在協議しておりますので、決まり次第報告したいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定について、報告を求めます。

○福祉部次長

2018年から2020年までの、「第7期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定いたしましたのでご報告いたします。

まず初めに、昨年12月19日の本委員会におきまして、本計画原案の市民意見募集につい

ての報告の中で、計画の概要につきましてはご説明をいたしましたので、本日はそれ以降の経緯と追加事項について簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

前回報告以降の件につきましては、昨年12月6日から本年の1月5日にかけて、市民意見の募集を行いました。その後、1月31日に開催されました計画策定の諮問機関であります「高齢社会対策推進協議会」の審議会を経まして、2月8日に市長への答申もいただきました。それを受けて2月14日の庁議において、計画を決定したものでございます。

また、昨年12月の本委員会での説明事項の追加事項としましては、計画書の45ページ。ここからが第6章の介護保険事業計画の推進になります。介護保険事業計画の部分になります。介護報酬改定等の諸経費、諸係数も提示がありましたため、サービスの利用者見込みやそれに基づく給付費の見込み等の算定を行いまして、2018年から2020年までの各種見込み量等の表に数値を記載しております。

また、先ほど「議案第29号 介護保険条例の一部を改正する条例」におきまして、補足説明をさせていただきましたが、64ページ以降になりますが、給付費見込みの総額に対する保険料収納必要額を算定しまして、65ページに記載のとおり、2018年から2020年度までの介護保険料基準月額を6600円、年額7万9200円と設定をいたしまして、66ページでは第1号被保険者の所得段階別保険料を表でお示しております。

最後に、75ページから85ページまでが計画を補足する資料編となっております。それと本日お配りしております。「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」でございますが、目次のところで、第2部、各論、第1章の2、これは24ページからのところになりますが、題名が「効果的な介護予防事業の充実」ということで書いておりますが、これにつきましては、「フレイル予防対策も含めた効果的な介護予防の充実」という形で、これにかかわる21ページの計画の体系、それと24ページになりますが、2、効果的な介護予防の充実の前に、フレイル予防対策を含めたということで記載をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」、報告を求めます。

○学校給食課長

「飯塚市学校給食調理等業務の受託候補者特定について」、報告いたします。

現行の給食調理業務の委託契約が、本年度末で期間満了となります各学校、及び来年度から新規に給食調理業務を委託することとなります小中一貫校飯塚鎮西校、合計9校について、平成30年度からの業務を委託する受託業者の選定について、プロポーザル方式による審査の結果、受託候補者を特定した旨、飯塚市給食運営審議会から答申がなされましたので報告をするものです。

資料の1ページ目をごらんください。3、答申の概要のところに記載しておりますように、受託候補者は、庄内小学校・庄内中学校及び小中一貫校穎田校につきましては、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社。これは現行の受託業者が、引き続き受託候補者となったものでございます。委託期間は5年間でございます。

次に伊岐須小学校及び二瀬中学校につきましては、一富士フードサービス株式会社九州支社。これも、現行の受託業者が、引き続き受託候補者となっております。委託期間は5年間でございます。

次に、新規の委託であります、小中一貫校飯塚鎮西校及び八木山小学校、これは八木山小学校への配送も含めての委託となります。こちらにつきましては、ハーベストネクスト株式会社。こ

れは、現在、飯塚小学校の調理業務を受託している業者でございますが、今回、選考の結果、受託する学校が変更となっております。委託期間につきましては、今回、学校としては初めての委託でありますので、3年間となっております。

最後に、鯉田小学校及び飯塚小学校につきましては、株式会社共立メンテナンス九州支店。こちらにつきましては、現在、飯塚東小学校、飯塚第二中学校の調理業務を受託している業者でございます。今回、これに加えて、鯉田小、飯塚小を受託するものでございます。委託期間は、2年間でございます。ほかと比べて委託期間が短くなっておりますが、これは、順次委託を進めてきました一中校区内の各学校の委託契約について、将来的には2本の契約にまとめていくため、委託期間の調整を行っているものでございます。

資料として、給食運営審議会の答申書をお付けしておりますのでごらんください。この業者を特定した理由といたしまして、答申書の3ページ目、2、特定理由のところに記載されております。1点目として、学校給食の目的や意義を十分に理解し、安心、安全な給食の提供と、学校における食に関する指導及び食育推進について、より具体的で適切な提案を行っていること。2点目として、学校給食法に基づく学校給食衛生管理基準の内容を正しく理解しており、安全衛生面に関する独自のマニュアルを整備し、専門的な知識や技術を習得するための社員研修体制を構築するなど、効果的な教育体制を有していること。3点目として、社員が学校に勤務することを踏まえ、児童、生徒を初めとして、教職員、保護者等と良好なコミュニケーションを図ることを重視しており、学校と連携して各種行事へ積極的に参加協力するなど、学校と一体となった業務遂行について具体的な方針を提示していること。以上によりまして、これらの事業者の提案が、総合的に優れたものであったと判断され、受託業者として特定されたものでございます。

3ページの中ほどから、特定までの経過について記載がございます。10月11日に教育委員会から飯塚市給食運営審議会に対し、受託業者の選考について諮問があり、飯塚市給食審議会では、11月30日に第1回審議会を開催し、選考に当たる専門部会の設置について、決定をされました。12月1日から募集を開始し、12月25日までに4社から参加表明書の提出があり、この4社が、1月15日までに企画提案書を提出いたしました。1月24日の第1回専門部会において、第1次審査として企画提案書等資料の書類審査が行われ、1月31日の第2回専門部会では、業者によるプレゼンテーション及び委員によるヒアリング、こういったことを行う第2次審査が行われております。

次の4ページ、採点結果をお願いいたします。採点結果につきましては、1次審査、2次審査における採点の結果、3の受託候補者の特定のところ記載のとおり、1位から4位までの事業者が、総配点1520点の6割を超えております。米印のところ記載しておりますように、実施要領において、総合評点が総配点の6割に満たない事業者は受託候補者になれない旨、定めておりましたが、4社ともに6割を超えておりましたので、今回受託候補者として特定されたものでございます。

4、対象学校業務ごとの受託候補者特定につきましては、特定された4社について、事前に提出を受けました受託業務の希望順位に沿いまして、1位の事業者から順に対象となる学校を特定していったことについて、次の5ページにかけまして記載がされております。答申書の内容は以上でございます。

今後、この答申に基づいて、受託候補者として特定された事業者と市契約課とも協議をしながら、委託契約に向け事務を進めてまいりたいと考えております。

以上簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○永末委員

今回のこの結果に関してではないんですが、ちょっと学校給食に関する考え方につきましてお伺いしたいんですが。今、センター方式をやめて、各自校式という形で進みますので、温かい給食をその場で提供できるという体制は整っておるかと思うんですけど、一方でセンター方式であればそのセンター1カ所に給食の基地といいますか、管理はしやすかったと思うんですけど、一方で今度から分散しますんで、そここでのチェックが必要になってくるのかなと思うんですが、昨今、アレルギーとかいったお子さんの持たれている持病とかで、かなり提供する物に対して、注意すべき部分が出てきているかと思うんですけど、そういった部分に関して、プロポーザルならプロポーザルで発注をされる際に、どういう条件といいますか、注意事項を市として課しておるのか、お答えいただけますか。

○学校給食課長

質問委員おっしゃいますように、最近アレルギーの子どもさんというのが大変ふえておりまして、ここについては細心の注意を払って給食の提供をする必要がございます。飯塚市では、平成25年3月に食物アレルギー対応指針というものを作成しておりまして、今回のプロポーザルにおきましても、この指針に沿いまして、きちんと対応することということを、実施要領のほうに記載をさせていただいているところでございます。

○永末委員

平成25年3月に実施基準を定められたということですが、それ以降の発注というのは、それをしっかりと遵守してくださいというふうな発注になっておるということでよろしいですか。

○学校給食課長

はい。おっしゃるとおりでございます。

○永末委員

実際に25年度から以降、小中学校の現場において、そういったアレルギーによる事例とかっていうのは発生している、いない、どちらでしょうか。

○学校給食課長

実際に健康被害を生ずるような事故というのは発生をしてございません

○永末委員

発生してないということで安心しました。ぜひとも今後とも、それ以上の注意をしていただきたいと思います。

最後、質問させていただきますけど、異物混入の事例が別の自治体とかでありましたので、ぜひ、そういったところに関しましても注意が必要かなと思うんですが、そういった部分に関しまして教育委員会として検討をどのようにされてますでしょうか。

○学校給食課長

異物混入につきましては、実際ないのが理想でございますけども、実際にやはりそういう素材の中に混入をしてきたりということは現実に起こっております。ただこれはできるだけ調理室の中で発見をする。これが入ってきてもそこで止めると。子どもさんたちの所まで行かないようにするのが、第2の防衛線と言いますか、そういった形になろうかと思えます。

ただ現実には、実際に子どもさんたちによって発見されるという事例も数例起こっております。そこで、現在検討いたしておりますのは、実際、そういったものが入ってきたときに、的確に適正に対応できるような対応手順の手引きといったようなものを作成してはどうかということで今検討しておるところでございます。

○永末委員

その手順というのは、いつぐらいまでに整備されるご予定ですか。

○委員長

永末委員、申しわけないけれども、受託候補者の特定ですから、本当だったら特別会計予算のときにだったら、いけるんですけどね。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

小中一貫校飯塚鎮西校の契約が、八木山小学校に対する配送業務も含めて3年間ということですが、以前に質問したときに、30年度は八木山地区PTAの方といろいろ協議をしていくということでお聞きしましたが、途中でこの配送業務を契約変更するということは可能ですか。

○学校給食課長

仮に自校方式の整備をするという形になりますと、設計の委託から実際の実施設計をしてということになると、それだけでやはり2年程度は、実際予算の年度としてはかかりますので、仮に2年、30年、31年かかって33年度ということになれば、変更は可能か不可能かといえば不可能ではないかと思いますが、実際にはそのぐらいの時間的なものは見込んでいるということでございます。

○城丸委員

これは、これから契約ということになるんでしょうけど、その契約の中に、そういうのは入れておく必要があると思いますけど、どうでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 12:24

再 開 12:24

委員会を再開いたします。

○学校給食課長

契約書の中には、想定していなかった事項については双方協議して定めるという事項が必ず入りますので、その項目を活用するというか、その項目について協議をして契約変更するということは可能であると思っています。

○城丸委員

この配送業務も含めて3年間の契約をするということは、これから協議をしていく八木山のPTAの方とか、地区の方に非常に誤解を受ける可能性があるんじゃないかと私、思っています。それで、その辺はやっぱりきちっと、もし話がつけば変えますから、変わりますからということをちゃんとできるようにしておいてください。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

この答申書の件なんですけど、1次審査で4位のところが274点となっています。この1次審査の評価項目を見ますと、約6割が学校給食における安全衛生管理というところなんですよね。これちょっと推測ですけど、6人で274点ということですから、90点満点で540点で、約5割ですよ。なおかつ、その得点の中で約6割ぐらいが学校給食における安全衛生管理なんです。そう考えると、ここの点数が低いからこのぐらいの点数になったんじゃないかというふうに私は思いますが、このあたりはどうなんですか。教育委員会としては、衛生管理、先ほどもちょっと質疑が出ていたと思いますけども、一番大切なところだと思いますが、専門部会ということは、専門の方が判断されてあるわけでしょう。その中でこの点数というのはどのようにお考えですか。

○学校給食課長

その点につきましては、専門委員会の中でも議論になりました。率直に申しまして、この部分だけ取りますと、6割に達しておりませんので、どこをどうするかということで議論になりましたけれども、あくまでも要領上は総配点の6割となっていますので、やはり2次審査の結

果も加えて検討するべきじゃないかということで1次審査の段階では、その点差のまま2次審査に送ったという経過になっております。

○兼本委員

次の2次審査なんですけども、2次審査でも、65%ぐらいしか取れてなかったんじゃないですか。合計が65%ぐらいでしょう、たしか。これ内容的にも調理業務の実施体制とかかっていうのはあるんですね。これ自校方式で、多分、そこにいらっしゃったと思いますのでおわかりだと思んですけども、必ず言われるのが衛生面ですよ。本当に大丈夫なのかと。皆さん審議委員会に出られている方は質問されますよね。それに対してこの業者さんは、以前も飯塚市の業務委託を受けられたわけでしょう。それで、この点数です。それでも大丈夫なんですかね。

○学校給食課長

2次審査におきましては、校長先生方とかPTAの代表の方も加わりまして、率直に申し上げまして、かなり厳しい質問も飛んでおりました。業者名は伏せておりますので、わかってされたわけではないと思いますが、かなり厳しい意見も出ました。そういうことで、契約の際には、この質疑応答の中で答弁したこともきちんと遵守するよという一項を契約書につけ加えるよというふうに、これは業者への意見じゃなくて、市のほうへの意見としていただいておりますので、そういった契約にしていこうかというふうに考えておるところでございます。

○兼本委員

総合点数でいっても、もう6割ぎりぎりですよ。私はこれ、どうなのかなと、正直言って心配しています。2つの小学校はここに任せるといことです。多分親御さんも、学校の先生もそうですけど、やっぱり衛生面というのは非常に気にされているし、逆に自校方式のよさというのは、たしかそういう衛生面もしっかりしてるんだよってというような話でありましたよね。そういったところを考慮して、ちゃんとした契約をされるときにしっかりとした指導なりをお願いしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。